

平成二十六年四月二十五日受領
答弁第一二二七号

内閣衆質一八六第一二七号

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書

一及び四について

「ループル委員会」という正式な組織が在モスクワ日本国大使館内において存在したことは確認されていないが、両替が規制されていたソヴィエト社会主義共和国連邦時代の特殊な制度の下で、同大使館の一部の館員間でループルと外貨を必要に迫られて融通し合ったとの事実があったことが確認されていると認識している。これは、基本的には、同大使館を離任する館員が、手元に残ったループルを外貨に両替することが当時極めて困難であったため、必要に迫られて、互助的に館員間でループルと外貨を融通し合うというものであったが、ソヴィエト社会主義共和国連邦時代の末期には消滅したようである。

二及び三について

御指摘の答弁書は、外務省欧州局が中心となって起案した上で、閣議決定されたものである。

五について

衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル

委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書（平成二十一年十一月十日内閣衆質
一七三第三七号）一から三までについてで答弁した事実関係は、当初の調査を通じて明らかにされてしか
るべきであつたと考える。その意味で当初の対応は、徹底した十分なものであつたとは言えないと認識し
ている。